

## 西洋図像新聞に見る中国「刑罰図」

陳 其松

### はじめに

アヘン戦争後、中国が上海を初めとする五港を開いたことで西洋の商人、冒険家などが直接に清末中国において活動できるようになった。このため中国人と外国人との直接接触による折衝や衝突が不可避となった。彼等の中の紛争による解決は、「法律」による仲裁機能が求められたが、東西における法的概念と価値観の違いにより、法律は協調する機能を失い、かえって争点となった。

この時期において西洋文献には多くの中国の刑罰に対する非難や異議が見られる。そのことも東西の文化の衝突の一端を反映していると言えるであろう。西洋の記述から見れば、当時西洋の知識人がいかに中国刑罰の「野蛮さ」、「残酷さ」を痛烈に批判したかが分かる。

西洋における「中国野蛮論」は、知識人の間にだけ共通した認識ではなく、当時の一般的な中国印象として定着していた。その傾向が当時の西洋の新聞記事に見られる。特に 19 世紀中頃に西洋で大量に出回った絵入新聞の中に、中国の刑罰図像が掲載され、さまざまな議論を巻き起こした。

そこで本稿では、西洋絵入り新聞による中国の刑罰図像の掲載状況を明らかにするとともに、西洋人の「中国刑罰」に対する図像印象について述べたい。

### 1 西洋図像新聞に見る中国の刑罰

19 世紀の西洋文献には、中国の刑罰は「野蛮」、「残虐」と論評する記述は随所に見られる。1894 年 Arthur Griffiths は、「中国の法律は極めて残酷であり、犯人に加えた刑罰の残酷さも悪魔のようである」と記している<sup>1</sup>。E. J. Hardy が、中国の法廷で行われた拷問について、その残虐

---

<sup>1</sup> “The [Chinese] penal code is ferocious, the punishments inflicted fiendishly cruel”, Griffiths, Arthur. (1894,1984). *Secrets of the Prison-house or Gaol Studies and Sketches*. New York: Garland Publishing. P385

さは「三百年前（のヨーロッパ）と同じ<sup>2</sup>」であると述べている。John Henry Gray も中国の刑罰の非道さに対し、「ヨーロッパ歴史の中に最も暗黒な一ページを想起させる<sup>3</sup>」と痛烈に批判した。1857年4月4日の *Illustrated London News* (ILN) には、「中国はその悪名高き、野蛮な刑罰で世間に知られている。些細なミスを犯しても恥をかかせられ、流罪とされ、財産が没入されるなど厳しい刑罰が強いられる」と報じた<sup>4</sup>。1857年の *Harper's Weekly* は、更に中国には文化があっても文明はない<sup>5</sup>と酷評し、厳しい刑罰のために中国人が「水のように血を流した」<sup>6</sup>とまで記している。

中国の刑罰がそれほど西洋人の反感を買った理由は、身体刑を中心とした伝統的な刑罰にある。特に立籠、絞首刑、凌遲など、犯人の苦痛を不合理に増幅させる刑罰に批判が集中した<sup>7</sup>。西洋新聞にも、身体刑の残酷さ以外に、中国古来の連座法もかなり西洋人から見て常識を逸した刑罰とされた。Griffiths Arthur が1894年に次のように記している。

中国の刑罰のもう一つ奇妙な特色を言えば、代償的な処罰だと思う。例えば、犯人が逃亡した場合、彼の家族と親戚が人質として彼の代わりに投獄される。重罪の場合は、連座して処刑されることもある。もし子供が浮浪者になったら、父親が処罰される。学生の場合は先生が責任を取る。殺人事件が起こったら、被害者の隣人が事件防止を怠ったと責められる<sup>8</sup>。

1870年の *Harper's Weekly* にも、中国人が友人のためなら代わりに罰を受けることに驚いたことに関して記事を掲載している。

---

<sup>2</sup> “The inducements which are used to make prisoners confess guilt... are as terrible as those we used three hundred years ago.” Hardy, E. J. (1905, 1912). *John Chinaman at Home - Sketches of Men, Manners and Things in China*. London: T. Fisher Unwin. p231

<sup>3</sup> “No one can read unmoved ... of barbarous punishments which recall the darkest pages of European history.” Gray, John Henry (1878). *China - a History of the Laws, Manners, and Customs of the People*. London: Macmillan and Co. p74

<sup>4</sup> *ILN*, 1857.4.4

<sup>5</sup> “It is possible to have too much of even so good a thing as civilization. The Chinaman is a case in point. It is not fair to call him a barbarian. It is not lack, but superfluity of culture, which dwarfs the moral sense and sentiments of the individual Chinaman, and works the political degradation of his country.” *Harper's Weekly*, 1857.5.9

<sup>6</sup> “...the penalties inflicted by law are frightfully severe, and, on comparatively slight provocation, human blood is poured out like water.” *Harper's Weekly*, 1870.12.10

<sup>7</sup> 参見 Gray(1878), p57, p59, p69; Hardy(1905), p220

<sup>8</sup> Griffiths, Arthur. (1894, 1984). p392-393

友情のためなら、命でも捨てられることは、西洋においては最も立派な自己犠牲と賞賛されるのに対し、中国ではそれは日常茶飯事に見られる。中国人は皆自発的に身替りになったり、親戚のために賠償金を支払ったりする<sup>9</sup>。

このように中国の連座法に対して西洋人は驚異の目で見つめていた。

その他、中国の審判制度の「非合理性」も西洋人に批判された。例えば犯人の自白を求めため、厳しい拷問が用いられることにあった。1857年の *Harper's Weekly* には、犯人の手首と足首を縄で縛ってから、天井に吊ったり、或いは籤引きで、体の各部分をランダムに切り落としたりするなどの拷問が報じられた<sup>10</sup>。他にも煙で炙ったり、鉄の鎖の上に跪かせたり、ビンタを食らわせたりする<sup>11</sup>など、多種多様である。さらに目撃者を保護する意識がないことで、彼らが拷問され<sup>12</sup>、開廷まで投獄されることも珍しくなかった<sup>13</sup>。それに法廷での賄賂問題が深刻であり、お金がなければ、理があっても勝訴できない<sup>14</sup>と見られていた。Hardyが「中国の法律が原理的によいとしても、実行面においては最悪<sup>15</sup>」と歎いたのも無理はないであろう。

19世紀における西洋の新聞と文献の中に見られる中国の刑罰に対する理解は、中国を「野蛮」と見なす論に立脚していたと言えるであろう。さらに絵入り新聞に、新聞記事以外にも、生々しい中国の刑罰図像が掲載され、西洋の読者に中国の刑罰の「実態」を伝えようとした。

つぎにその新聞図像を取り上げ、西洋新聞における中国の刑罰についての図像言説について紹介したい。

## 2 西洋新聞における中国刑罰図像の掲載

ここで取り上げる三種の図像新聞は、イギリス最初の絵入り週刊新聞、*Illustrated London News*<sup>16</sup> (関西大学所蔵)、1857-1888年分、ニューヨークのアメリカ絵入り新聞、*Harper's Weekly*

---

<sup>9</sup> *Harper's Weekly*, 1870.12.10

<sup>10</sup> *Harper's Weekly*, 1857.5.9

<sup>11</sup> Hardy(1905), p231-233

<sup>12</sup> *Harper's Weekly*, 1857.5.9

<sup>13</sup> Hardy(1905), p229

<sup>14</sup> Hardy(1905), p230; *Harper's Weekly*, 1857.5.9

<sup>15</sup> Hardy(1905), p230

<sup>16</sup> 実際に検閲した 1851-1864年分以外、資料集『維多利亞時代的中國圖像』(黃時鑾、2008)をも参照した。

(関西学院大学、一橋大学所蔵)、そして1857-1888年分のフランス絵入り新聞 *Le Monde Illustré* (一橋大学所蔵) である。抽出した中国刑罰の関連記事と図像は【表1】に示した。

【表1】 <i>ILN, Le Monde Illustré, Harper's Weekly</i> に掲載された中国刑罰記事一覧					
新聞	日付	見出し	図像番号	図像内容	註
<i>ILN</i>	1855.11.17	Horrible Atrocities in China	【図1】	中国の刑場	
	1857.4.4	Chinese Tortures	【図2】	犯人を移送	
			【図3】	絞首刑	
			【図4】	晒し首	
	1875.10.9	Views in China	【図5】	枷	
<i>Le Monde Illustré</i>	1858.2.27	Martyre du R. P. Chapedelaine et de ses compagnons	【図6】	立籠	
			【図7】	凌遲	
<i>Harper's Weekly</i>	1857.5.9	Celestial Jurisprudence	【図8】	晒し首	同【図4】
			【図9】	絞首刑	同【図3】
			【図10】	枷	
	1858.4.17	A Recent Missionary Martyr	【図11】	立籠	同【図6】
			【図12】	凌遲	同【図7】
	1870.12.10	A Chinese Execution	【図13】	斬刑	
	1873.7.26	Life in China	【図14】	立籠	
			【図15】	犯人を移送	
【図16】			労役		
*図像の詳細は文末の【付録】を参照されたい。					

【表1】に示したように、西洋絵入り新聞にある中国の刑罰に関連する記事は1850年代と1870年代に集中している。しかも記事が他紙に転載されている。例えば *Harper's Weekly* が1857年に掲載した【図8】【図9】は、*ILN* の（【図4】、【図5】）から転載したものである。また1858年の【図11】【図12】も *Le Monde Illustré* の【図6】【図7】によるものである。

1857年に創刊したばかりの *Harper's Weekly* は、初期にはヨーロッパの新聞記事を引用し、記事内容を充実させる傾向があった。ただし、図像は転載したものとはいえ、この二篇の新聞記

事は、原文をそのまま引用したものではなく、*Harper's Weekly* 独自の事例と評論を大量に加えた点は大いに注目したい。すなわち *Harper's Weekly* の記事は、単なるヨーロッパ新聞の「中国野蛮論」を継承するものではなく、独自の事例として検討されるべきであろう。

### 3 西洋の眼差しに見る中国刑罰図

ここでは、西洋絵入り新聞に依拠して西洋人の中国の刑罰への図像印象を検討したい。

#### ① 枷 (walking-pillory)

中国において、枷は比較的軽微な刑罰であり、西洋においても枷という刑具は珍しいものではない。中世ヨーロッパには既にさらし台 (pillory) などがあり、首にはめ、手や足の自由を奪う点はかなり相似している。犯人は公衆に晒され、時に鞭打ちも加えられる。ただ西洋のさらし台は地面に固定されるのに対し (【図 17】)、中国の枷は木製の襟<sup>17</sup> のようで、犯人は背負って移動することができる (【図 5】)。それに中国の枷は「動くさらし台<sup>18</sup>」(walking-pillory) とも呼ばれている。1857年5月9日の *Harper's Weekly* (【図 10】) と 1875年10月9日の *ILN* には中国の枷に関連する叙述と図像 (【図 5】) を掲載した。

#### ② 立籠 (cage)

立籠は「立枷」とも呼ばれている。犯人は枷がかけられた状態で木製か竹製の籠に閉じこめられる刑罰である。枷はちょうど立籠の蓋のようになり、犯人は頭だけ籠の外にある状態となる。立籠は単なる犯人の自由を奪う刑具ではなく、籠のサイズによって犯人を苦しめるものである。もし立籠の高さが犯人の身長より高い場合は、体重で首が絞められる。逆に高さが低い場合は、犯人は極めて不自然な形で籠の中にスクワットするしかない。枷と比べたら、西洋新聞では立籠に対してより激しい批判が浴びせられた。*Harper's Weekly* は立籠という「緩慢な絞殺」は「最も犯人が恐れている刑罰」であると記した。特に高い立籠は、「首が絞められる拷問による苦痛が延長させ、増幅させた。」後に釈放されても、「正気が失い、狂気の中自ら首締めて死んだ」場合もあったようである<sup>19</sup>。

#### ③ 絞首刑 (strangulation)

縄で頸部を締め、犯人を窒息死させる処刑法は、西洋にも長い歴史があった。ただし中国との執行法はいくつかの違いがある。西洋の絞首台は、効率よく、しかも人道的な死刑執行のために特化した。まず絞首台で縄を受刑者の首にかけ、そして足元の板を外し、落下による衝撃

<sup>17</sup> Griffiths, Arthur. (1894,1984). p390

<sup>18</sup> *Harper's Weekly*, 1857.5.9

<sup>19</sup> *Harper's Weekly*, 1873.7.26

で縄が首を絞め窒息させる。墜落の衝撃で、殆どの受刑者がその瞬間で意識を失い、死に至るまでの苦痛を軽減できる。一方、中国の絞首刑は、犯人を刑台に固定させ、縄を首にかけたら、後ろから木の棒などで縄をねじって締める方法を用いた。このため処刑時間が長くなり、苦痛も多大である。これで *ILN* はこのような処刑法を「悲惨な拷問」<sup>20</sup> (terrible torture) と称した上、Arthur Griffiths も「[首絞めが]かなり長引くようになり、その苦痛も絶大に間違いない」<sup>21</sup> と記した。苦痛の末、血が「受刑者の口、耳、鼻と目から溢れ出す」<sup>22</sup> と、*Harper's Weekly* が中国の絞首刑の悲惨さを訴えた。

#### ④ 斬刑 (decapitation)

斬刑に対し、西洋人の批判は比較的少ないと言える。西洋新聞の文字と図像にはあまり斬刑の「残酷」という印象が見られない。その理由は、恐らく斬首刑は西洋では多用された処刑法であり、しかも他の中国の伝統的な刑罰のように、極端に受刑者に苦痛を与えないことにあったであろう。西洋の断頭台のような刑具より、中国では人力により刃物で死刑囚の首を切り落とす。古来中国では死体の損壊を忌み嫌うので、極めて西洋人の反感を買った絞首刑より、実は斬刑の方が重刑となっている。*Harper's Weekly* は1857年5月9日と1870年12月10日に斬刑の様子を記述する記事を掲載した上に斬刑に立会いの写真模写も一枚掲載した(【図13】)。

#### ⑤ 凌遲

西洋人にとって、中国の残酷刑罰の頂点は、恐らく凌遲に間違いないであろう。1856年、広西省においてフランス人の宣教師が逮捕・処刑された事件(西林教案)が起こった。フランス宣教師シャンパーニュ(R. P. Chapelaine, 1814-1856)が、広西省に潜入し布教したが、知県張鳴鳳により逮捕され処刑された。この事件も第二次アヘン戦争の原因の一つとなった。1858年2月27日に、フランス図像新聞 *Le Monde Illustré* に、シャンパーニュ神父がビンタを食らわせ、鞭打たれ、立籠に入れられても平然とし、呻き声一つも漏らしてなかったという記事を掲載した。そしてこの超人的な忍耐力に驚異した中国人が、それは妖怪が取り憑かれていると思い、犬の血で祓いまでしたようであった。同記事にまた2点の図像を掲載した。「中国にいるシャンパーニュ神父が広西省で受けた刑罰」(Tortures subies par le R. P. Chapedelaine, missionnaire en Chine, martyrisé dans la province de Quang-si, 【図6】)と「中国の過酷な刑罰」(Supplice Chinois, 【図7】)である。【図7】は確かに中国の凌遲らしい図像となっているが、記事と図像の説明には、シャンパーニュ神父が凌遲を受けたことについては触れていない。

約一ヶ月余りに創刊したばかりの *Harper's Weekly* が *Le Monde Illustré* の前述記事を引用し、「最近の宣教師迫害」(A Recent Missionary Martyr) を掲載した。ただ、興味深いのは、*Harper's*

<sup>20</sup> *ILN*, 1857.4.4

<sup>21</sup> Griffiths, Arthur. (1894,1984). p388

<sup>22</sup> *Harper's Weekly*, 1857.5.9

*Weekly* が原文の【図 7】を「誤読」したようである。もともと中国の刑罰の一例として挙げられた【図 7】は、*Harper's Weekly* がそれを誤解し、シャンパーニュ神父が凌遲を受けた報道と理解した。さらに原文にはないシャンパーニュ神父が凌遲を受けた叙述をも加えた。

But the poor man's sufferings were not yet over. On the following — the third — day he was taken out to the square of punishment, and there under-went the final torture of the knives. This is, we believe, a mode of punishment peculiar to the Chinese. The unfortunate sufferer is stripped and tied to a stout stake in the midst of the square, and then, the judges and high mandarins being present, the executioners — generally five or six in number—bring on a large covered basket filled with knives. Each of these knives is marked with the name of some portion of the human body, and is devoted to the mutilation of that part. The executioner puts in his hand, and drawing out a knife at random, performs the operation which chance has pointed out. Often flesh-pincers are used to assist in the excision of tender portions of muscle and flesh, as is shown in our illustration. Even this intense torture failed to elicit signs of pain from the Christian hero. He bore all without complaint. His hands, his arms, his thighs, his breasts, were successively mutilated; and at last, when bleeding at every pore, he was disemboweled, and his entrails thrown to a caged wolf brought for the purpose.

上記の記述からみると、シャンパーニュ神父に加えた「凌遲」は、執行人がナイフを盛り上げた籠の中から、ランダムにナイフを選び、そしてナイフに書いてある体の部位が切り取られるという。ただし、中国の凌遲は、切り取る部位と順序そして切る回数は厳しく規定されているので、籤引きのように執行するのはまずないと思われる。他の *Harper's Weekly* の記事を探してみれば、1857 年の「天朝法律」(Celestial Jurisprudence) という記事に、中国の法廷で、籤引きで体を切る拷問が書かれている。同じ記述は他の記録にも見られるため、この拷問自体は実際に行われたと思われる。しかし恐らく *Harper's Weekly* の編集者が、それを「凌遲」と混同し、上記の記事をまとめたと推測される。

その誤読により、*Harper's Weekly* の記事には、シャンパーニュ神父の凌遲シーンが加えられただけでなく、【図 7】のキャプションも、「シャンパーニュ神父が小刀の刑を受けている」(Père Chapelaine Suffering the Torture of the knives、【図 12】) に変えられた。その誤読の理由は不明であるが、西洋人が中国で処刑された事件だけでも衝撃的であったのに、さらに中国の「非道残虐」な刑罰を受け、苦痛に満ちた最期を迎えた宣教師の殉教は、よりドラマチックとなったに相違ない。そのため中国は、神の使徒を虐殺した野蛮な国としての形象が、この想像的な「凌遲」を通じ、さらに強化されたといえよう。

#### 4 西洋新聞に見る中国刑罰図の傾向

以上の分析により、西洋新聞に見る中国刑罰に関する図像言説は、次の2点にまとめることが出来よう。

##### 一、受刑者「個人」の苦痛を強調すること

【表1】でわかるように、三つの西洋新聞にある中国の刑罰図像は、刑罰執行の瞬間を捉えるものが多い。しかも受刑者の「苦痛」がその図像の共通テーマとなっている。図像の中の中国の受刑者たちは、枷にかけられたまま道端に座り込んだり（【図5】）、絞殺され、顔が血まみれとなったり（【図3】【図9】）、立籠に朽ちはてたり（【図14】）、凌遅され悲鳴をあげたり（【図7】【図12】）、まるで阿鼻叫喚のような光景である。生き生きとした受刑者の肢体と表情もかなりドラマチックである。これらを通じて中国刑罰の「非道さ」を訴えた。特にその残酷な刑罰が、西洋人にも容赦なく下され、西洋の読者の怒りと同情には容易に憶測できる。無論、写実的な刑罰図は必ずしも正確な情報を伝達したとは限らない。例えば *Harper's Weekly* の「凌遅」に関する記事は、想像と臆測が混じったものであった。しかし、情報自体が間違っただとしても、その情報の掲載は、同じく「中国野蛮論」の文脈に沿ったものである。中国刑罰への血生臭い描写は西洋の読者に中国の「野蛮」さ、を「証明」するものとして提示された。

##### 二、中国の法廷への描写の欠如

第二に【表1】で分かることが、西洋新聞による中国刑罰の関連図像は、中国の裁判システムにあまり興味を示さなかったことである。この三つの新聞紙には、中国の法廷や、審判の様子などの図像は一枚もなかった。ただし西洋人にとって中国の法廷に関する情報がなかったのではない。前述の Gray と Hardy は、自己の目で中国の裁判を傍聴し、法廷の様子について詳しい文字記録と図像を残している。当然彼らは、中国の法廷で行われた容疑者と目撃者への拷問に厳しい目で見したが、西洋人の彼らの著作には中国の裁判についての認識が省かれていたことが確認できる。Hardy は部分的であるが、中国の法律の伝統を完全に否定していなかった。さらに Hardy は、自分の記録に見た中国の残酷な刑罰は常態ではなく、反乱が起こった時など非常時にしか使われなかったという。また、公式的な裁判より、犯罪者への罰は村落の長老、或いは監獄の番人が私的に行ったという<sup>23</sup>。このような比較的客観的な中国の裁判への見方は、新聞記事には反映されていない。文字記事があるとしても、賄賂、拷問、人権意識の欠如など、中国の裁判システムの問題すら取り上げていなかった。当然、新聞紙は販売増進のため、「ニュース性」のある情報を求めるのも無理はない。残酷な処刑のほうは言うまでもなく読者の猟奇的な好奇心を煽ることができるであろう。しかし理由は何れにせよ、中国の刑罰執行に偏り、審判

<sup>23</sup> Hardy(1905), p239



制度を無視する報道傾向は、「罪」と「法」の間の中国式的因果関係が薄くなり、中国刑罰の正当性も疑われるようになる。結果的に、中国の刑罰は残虐的、非人道的、非合理的という訴えに反論さえもできなくなった。

## 5 個人主義と西洋刑罰観の転換

上記のように西洋新聞に見る中国刑罰図は、基本的に「中国野蛮論」の仕組みに組み込まれていったことを明らかにした。西洋人の中国刑罰批判は、大別して、三点に集中している。一、過酷な身体刑。二、連座法は無実の人を巻き込ませる。三、中国の裁判システムは混乱で、人権の概念がない。これらの論点は、西洋の中国刑罰に対する批判の中心になっている。そして新聞の図像掲載にもかなりの影響を与えた。しかしこのような西洋的な論述は如何なる背景で生成したか、またどのように新聞の図像言説に反映されたかを解明するため、西洋の刑罰の変遷を振り返ってみる必要がある。次には、西洋においた刑罰に対する社会的、概念的変遷から、「中国野蛮論」の生成背景を述べてみよう。

中世ヨーロッパにおいた刑罰は、元々身体刑が中心となっていた。鞭打ち、さらし、漬け籠、焼き印、切断刑、火刑など多種多様であった。刑罰を下す権利は、封建領主にあり、その政治力の表現ともいえる。17世紀から漸次に極端に残酷な刑罰、例えば焼き印、耳切、失明させることなどが消えつつあった。しかし処刑は、依然として公衆の前で行われた。18世紀に入ると、ヨーロッパ民族国家の体制が徐々に整えられ、公開処刑は政治力の再確認以外、儀式としての性格も帯びるようになった。まずは死刑囚の町での引き回し、正装する聖職者と官員の立ち合い、犯人による告白などは、固定されたパターンであった<sup>24</sup>。その儀式は、犯人が自分の罪を公衆の前に告白し、命で犯した罪悪を償うというキリスト教的な道德教訓にもなる。

ただし18世紀半ばころから、前述のような刑罰概念に批判の声が上がってきた。1766年チェザーレ・ベッカリア (Cesare Beccaria, 1738-1794) が「犯罪と刑罰」を出版し、国家による死刑の正当性に堂々と質疑した。その後ジェレミ・ベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832)、ジョン・ミル (John Mill, 1806-1873) など啓蒙主義思想家たちが刑罰の適用範囲と人権の限界設定が精力的に議論され、社会に大きな波紋を呼んだ。近代的啓蒙精神からいうと、人間は生まれつきの理性を持っている。理性があるがこそ、人間に権利と責任が生じる。この「個人」を社会の最小権利単位とする考えは、西洋刑罰見直しの基盤となった<sup>25</sup>。

---

<sup>24</sup> Norval Morris, David J. Rothman. Ed., *The Oxford History of the Prison*. (1995). New York: Oxford University Press. p55-56

<sup>25</sup> ジョルジュ・ヴィガレロ (1999)、『強姦の歴史』、東京：作品社、p140-142

その啓蒙的な時代背景に、犯人の体に加えた苦痛の必要性和正当性が厳しく批判された。旧時代の刑罰は「残酷」、「野蛮」と非難された。公開処刑は、民衆の感情に無意味に刺激を与えるか、麻痺させて非情になるかなどの恐れがあるため廃止すべきと、各方面から刑罰の見直しが迫られた。その風潮の背景には、もし人間が理性的であれば、犯罪者はただ道を迷った羊であり、彼らの犯罪行為を矯正し、正道に連れ戻せるという信念があった。その考えに呼応するように、西洋の刑罰システムは、報復主義に基づく身体刑から、改良主義の自由刑に移行し始めた。1790年代と1820年代にイギリスが監獄の建造熱もその時代精神を反映していた。そして1816年にイギリス最初の国家刑務所が発足した。土着貴族や知識人の奔走により、監獄内の生活環境と管理制度が大幅に改善され、犯人は厳しい管理の下に置かれた。その目的は、一時的な社会からの隔離と身体労働により、犯罪者を矯正し、将来の社会復帰に備えることにあった。

このように、西洋における啓蒙主義、個人主義の展開は、西洋の刑罰と監獄システムの近代化に理論的な基礎を提供した。西洋社会が個人主義的な原子論を内在化するとともに、「人権」も近代精神の根本的な価値観の一つに格上げされた。この時代背景の中において中国の刑罰方法への痛烈な批判は、まさにその人権論の延長線上にあったと言えるであろう。

## 小結

19世紀後半に刊行された西洋新聞の図像と記事は、形象的な形で中国の「野蛮」と「時代遅れ」を鼓舞した。絞首刑の、立籠、凌遲など残虐的な刑罰への描写は、中国は如何に受刑者に不必要な苦痛を与えたかを強調した。西洋新聞の中国の「刑」と「法」への報道姿勢は明らかに温度差が感じられる。文字記事に中国法廷の腐敗問題、非道拷問などが多く取り上げられる一方、図像掲載も刑罰執行の現場に集中し、審判のプロセスから目を逸らした。当時実際に中国の法廷を見学した西洋人がいたものの、彼らの中国法廷に関する豊富な記録は、図像新聞ではほとんど取り上げられなかった。それは、西洋絵入り新聞が、中国の刑罰方法が成立する社会的、文化的要因に関心がなかったためと言えるであろう。その原因は何れにせよ、刑罰執行だけを報道することは、特定の、片面的な中国への理解に繋がると言える。それで、図像資料と文字文献には間テクスト (intertextuality) が築かれ、中国の「野蛮さ」を論断した。

しかしながら本稿の目的は、西洋絵入り新聞における中国野蛮論は単なる「偏見」にすぎないことを証明するものではない。西洋化された世界に生まれ、近代的精神を受け入れた人々が理解した清末中国の刑罰は、恐らく19世紀の西洋人とは大差がなかったと思われる。

西洋と中国との文化交渉が顕在化した場において、相互の「誤読」と「衝突」は避けることの出来ない現象であった。それを意識的に否定、無視するより、その衝突の形式、背景、伝播、構築などの面から、解析することが多文化共生の世界を理解するための新たな視角を生み出せるものと考えられる。本稿において解明しようとしたのは、「図像」が一種の「文字」と異なる

情報媒体として、文化交渉の場において果たした役割である。図像分析によって、掲載図像と文字文献の言説の同一性が解明され、さらに西洋の図像言説から東西社会、文化の相違点を究明することも可能であろう。この「図像」をテキストにする方法から、社会史、文化史、交渉史などの領域に新たな可能性を発見できると考えるものである。

【付録】 西洋絵入り新聞に見る中国刑罰図像

*Illustrated London News*



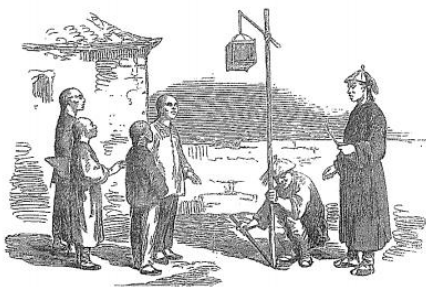
【図1】 中国の刑場



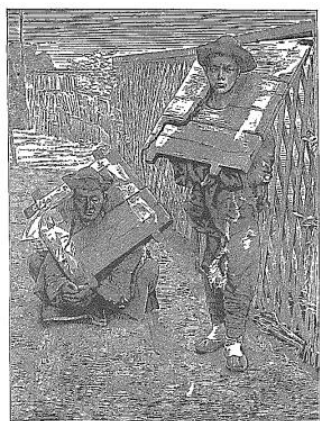
【図2】 犯人を移送



【図3】 絞首刑

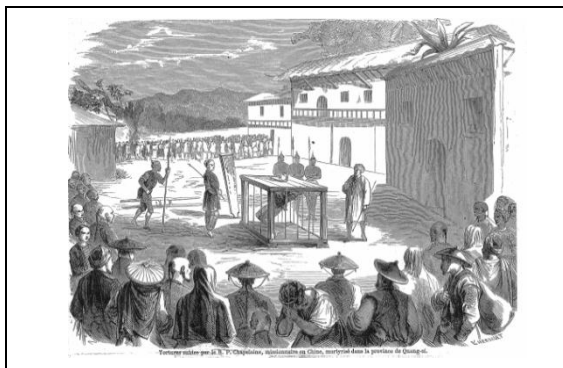


【図4】 晒し首



【図5】 枷

*Le Monde Illustré*

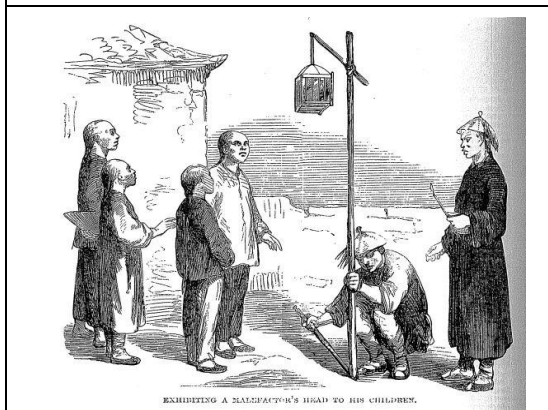


【図6】立籠

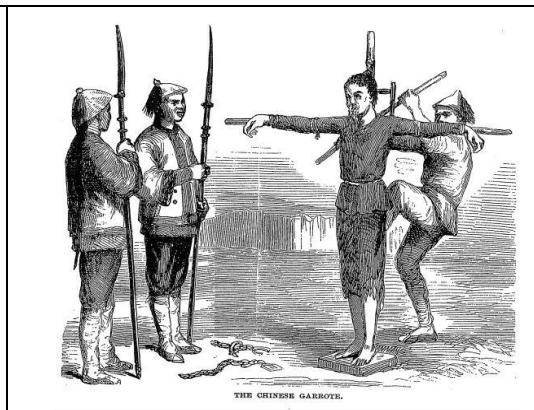


【図7】凌遲

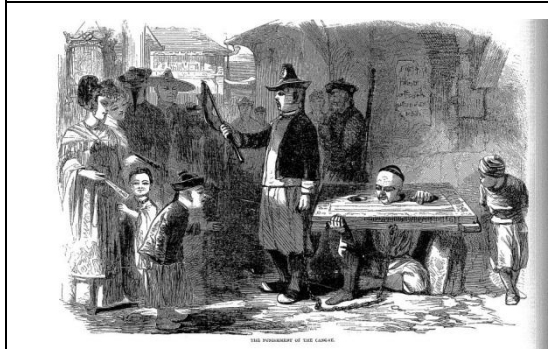
*Harper's Weekly*



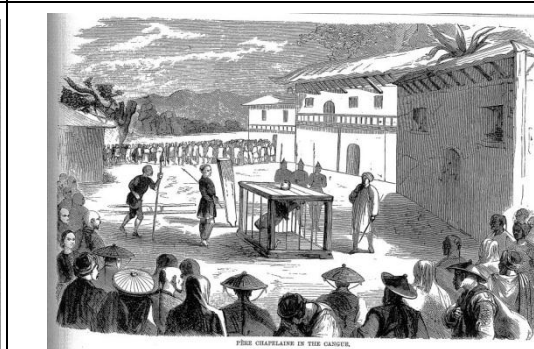
【図8】晒し首



【図9】絞首刑



【図10】枷



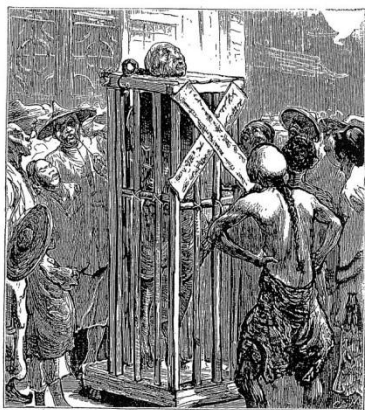
【図11】立籠



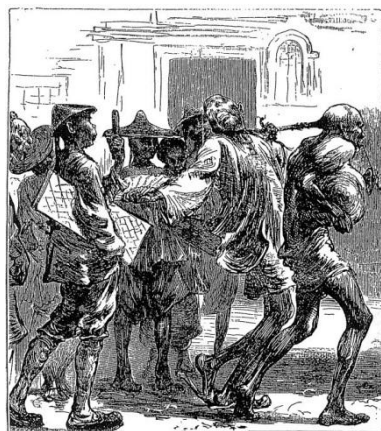
【图 12】凌遲



【图 13】斬刑



【图 14】立籠



【图 15】犯人を移送



【图 16】劳役